

第95回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】 環境の改善について

隣の家で米を穀物乾燥機にかける際の粉塵が、家に入り込んでくるので困っている。ほかの農家はどのようにしているか確認したところ、集塵機を利用するなどの対応をしていた。設置には費用がかかってしまうが、営業として行っているのであれば、環境保全のためにこのような対応をするべきである。以前から役場に相談したり、相手に伝えたりしているが、改善されない。今年度も稲刈り時期が近付いているため、指導してほしい。

⇒【村長コメント】

近隣住民に害を及ぼさないように、できる限りの対策をするべきである。ほかの農家さんは、住宅密集地で乾燥機を使う際に、どのような対策をしているのか調査した上で、具体的な対策方法を提示して指導できるよう、担当課と調整する。

⇒【環境政策課、農業政策課コメント】

本件につきましては昨年も同様の御相談をいただいております。原因者の方に対し粉塵飛散防止対策を取るよう依頼しているところです。今回の御相談を受け、コメ乾燥機を使用している村内農家から粉塵対策についての情報収集を行った上で、9月28日に原因者宅を訪問し状況確認を行いました。その際飛散防止策として乾燥機排気管周囲に設置されたブルーシートが一部めくれておりましたのでその改善や、ブルーシート交換は操業シーズンの前に行うことを依頼したほか、集塵機設置には費用がかかることから、トタン板のような遮蔽物を設置して周辺への飛散を防ぐといった飛散防止策を提案いたしました。今回のような生活環境に関する相談で法令等に基づく強制力をもった指導の対象とならない場合、村としては御要望を原因者にお伝えして対策を取るようお願いするという対応となります。まずは当事者間で十分にお話し合いいただくのが問題改善につながるものと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

【2】 - 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の医療費について

新型コロナウイルスに感染した場合の医療費等は自己負担になるのか。

⇒【村長コメント】

国の指定感染症のため、基本は公費で負担する。

【2】 - 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の食料の供給について

自宅療養になった場合、食料の供給はあるのか。

⇒【村長コメント】

村は、感染者の情報を持っていない。そのため、感染者の管理や生活の支援は県が行う。感染者となった場合は、保健所に相談することで対応してもらうことができる。

⇒【地域福祉課コメント】

茨城県による食料支援の終了を受けて村では、9月2日から真にやむを得ない理由等により食料品の確保が困難な世帯を対象として食料支援を開始しました。お困りの方は地域福祉課までご連絡ください。なお、村民の皆様には、感染による自宅療養に備え、日頃から食料品や日用品の備蓄にご協力をお願いします。

【2】－3 新型コロナウイルスワクチンについて

新型コロナウイルスワクチンは何歳から接種できるのか。

⇒【村長コメント】

5歳から接種できる。60歳以上の方は4回目接種の通知をしているため、できるだけ予約をして接種してほしい。

【2】－4 「東海まつり」花火大会について

「東海まつり」花火大会の花火がとてもきれいだった。

⇒【村長コメント】

実行委員会の皆さんの協力により、3年ぶりに開催することができた。たくさんの方に喜んでいただけて、良かったと思っている。

【2】－5 選挙について

次の選挙はいつあるのか。

⇒【村長コメント】

12月に県議会議員の選挙がある。

【3】 禁煙場所のタバコの喫煙について

舟石川近隣公園の遊具の周りにタバコの吸殻がたくさん落ちている。さらに、ベンチに座ってタバコを吸っている人もいる。子どもが小さいため、「吸殻を触らないで」と注意しても拾ったり、口に入れてしまいそうになったりすることがある。公園内に禁煙看板が設置してあるが、喫煙者は見ていない。また、総合福祉センター「絆」は敷地内禁煙になっているにもかかわらず、駐車場でタバコを吸っている人がいる。総合福祉センター「絆」等の公共施設に分かりやすい禁煙看板を設置する等の対策を検討してほしい。

⇒【村長コメント】

公共施設は敷地内すべて禁煙である。受動喫煙を防止することが目的のため、認識を変えていく必要がある。公園に吸殻が落ちていると、タバコを吸ってもいいと思ってしまう方が増えてしまうため、早く片付けられるような対策を考える。また、公共施設の管理している担当課と禁煙注意喚起の周知方法について検討する。

⇒【財政経営課・地域福祉課・道路整備課コメント】

村の施設においては、原則敷地内禁煙であることから、受動喫煙における健康被害を防ぐための対策を徹底するよう改めて、各施設の管理者に周知しました。なお、公園につきましては禁煙看板の設置以外に、週に一度の園内清掃を継続し、状況を確認してまいります。また、総合福祉センター「絆」は、敷地内各所に張り紙を掲示するほか、敷地内で喫煙者を発見した場合の注意喚起を徹底します。

【4】 空き家を活用した動物保護施設の開設について

東海村で売り出している空き家を利用して保護動物施設を作ろうと考えている。もともと猫を3匹飼っていたが、茨城県に引っ越してから1匹保護し、合計4匹飼っている状況。現在、東海村で勤務しているが、自宅から距離があり、東海村に引っ越したいと考えている。保護動物施設を作る際には、行政と空き家を賃貸してくれる家主の協力が必要である。県南地域は保護動物施設の活動を行っているが、県北地域では行っていないのか。県庁に相談しているがなかなか話が進まないため、個人的に行政とタッグを組んで行いたい。

⇒【村長コメント】

東海村で動物保護の活動している話は聞いたことがない。村内でも飼い猫の管理で住民同士のトラブルがある状況なので、近隣住民の理解も必要になる。行政が引っばっていくのは難しいが、話の場を設けることはできるかもしれない。担当課に村内の動物病院の先生で保護活動に理解がある人がいるかどうか確認する。保護活動の体制が取れる状況であると確認できた後に、空き家の家主や近隣住民へ理解を得られるかどうかで、見極めていきたい。

⇒【都市政策課コメント】

村の空き家バンクから空き家の賃借を希望する場合、現時点において空き家バンクに登録されている物件がないため、気に入った空き家が登録されるまでお待ちいただく必要があります。また、空き家を施設として利用する場合は、都市計画法や建築基準法といった法律の規制を受けることになります。村の空き家バンクに登録されている物件は法律的に「事業用の建物」ではなく「住宅」として許可や確認を得ている物件となるため、「保護動物施設」として使うのであれば、許可や確認を取り直す必要があります。都市政策課では、毎月第三木曜日に「住まいに関する相談窓口」を開設していますので、必要に応じてご相談ください。

⇒【環境政策課コメント】

村内の動物病院関係者から、村内で猫の保護活動を積極的に行っている方に対して情報収集を行いましたところ、県で委嘱を行っている動物愛護推進員や県動物指導センターのホームページに掲載さ

れている団体（犬や猫の譲渡対象団体として県に登録されている NPO 法人等）について情報提供がありましたので、お知らせします。

【5】 商業施設の立地について

村内の商業施設の立地について村が指示を出すことはできるのか。

⇒ **【村長コメント】**

事業所同士の立地の調整については、各事業所が営業戦略等の判断により土地を確保して行うため、村が介入することはできない。